

議案第71号

和解について

新居浜市清掃センターへ一般廃棄物が不正に搬入された事件について、次のとおり和解する。

平成26年12月2日提出

新居浜市長 石川 勝行

- 1 和解の相手方 新居浜市瀬戸町3番82号
有限会社高橋産業
代表取締役 高橋 利夫

2 事件の概要

平成21年10月から平成26年7月までの間、相手方は、収集した事業系一般廃棄物の一部を家庭系一般廃棄物と偽り、一般廃棄物処理手数料を支払わずに、新居浜市清掃センターへ不正に搬入した。

3 和解の内容

- (1) 相手方は、新居浜市に対し、本件事件について著しく迷惑をかけたことを深く反省し、謝罪する。
- (2) 相手方は、新居浜市に対し、本件事件において新居浜市清掃センターに不正に搬入された一般廃棄物の量を992,720キログラムと認定して新居浜市が算出した次の金員の合計1,051万2,257円の支払義務があることを認める。
ア 一般廃棄物処理手数料の未納分相当額 金796万4,800円

イ 新居浜市督促手数料及び延滞金条例（平成11年条例第31号）の規定に基づく延滞金相当額 金254万7,457円

（3）相手方は、新居浜市に対し、前号の合計金員1,051万2,257円を平成27年2月27日限り、新居浜市の発行する納入通知書により支払う。

（4）新居浜市は、その余の請求を放棄する。

（5）新居浜市と相手方との間には、本件事件に関し、前各号に掲げるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

提案理由

新居浜市清掃センターへ一般廃棄物が不正に搬入された事件について和解するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、本案を提出する。